## 〇延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの(資料2)

法人名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
自動車検査独立行政法人	並行輸入自動車の新規登録時に おける書類	H19.9.4	H19.10.4	H19.10.5	1	文書特定についての請求者との協議、調整 に時間を要したため。
	並行輸入自動車の新規登録時における書類	H19.9.4	H19.10.4	H19.10.5	1	文書特定についての請求者との協議、調整 に時間を要したため。
	並行輸入自動車の新規登録時における書類	H19.9.4	H19.10.4	H19.10.5	1	文書特定についての請求者との協議、調整 に時間を要したため。
	九州検査部熊本事務所における 担当者印使用管理簿及び検査官 使用記録簿	H19.9.4	H19.10.4	H19.10.31	27	文書特定についての請求者との協議、調整 及び処理方針の検討に時間を要したため。
	平成19年5月の神奈川事務所二 輪車用検査機器の異常の有無が わかる管理簿	H19.11.2	H19.12.2	H19.12.12	10	文書特定についての請求者との協議、調整 に時間を要したため。